

平成29年度 被災地域情報化推進事業 (情報通信技術利活用事業費補助金) 交付要綱 概要

平成29年2月
総務省情報流通行政局

1. 目的（第2条）

特定地方公共団体等に対し、情報通信技術利活用事業に要する経費の一部について補助することにより、特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、もって被災地域の復興を促進することを目的とする。

2. 補助金交付対象者（第2条）

補助金交付対象者は、次の表に掲げる特定地方公共団体等。

特定地方公共団体等	
1. 特定地方公共団体(※1)	東日本大震災復興特別区域法第4条第1項の特定地方公共団体
2. 連携主体	補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した特定地方公共団体を含む複数の地方公共団体

(※1)一部事務組合及び広域連合を含む。

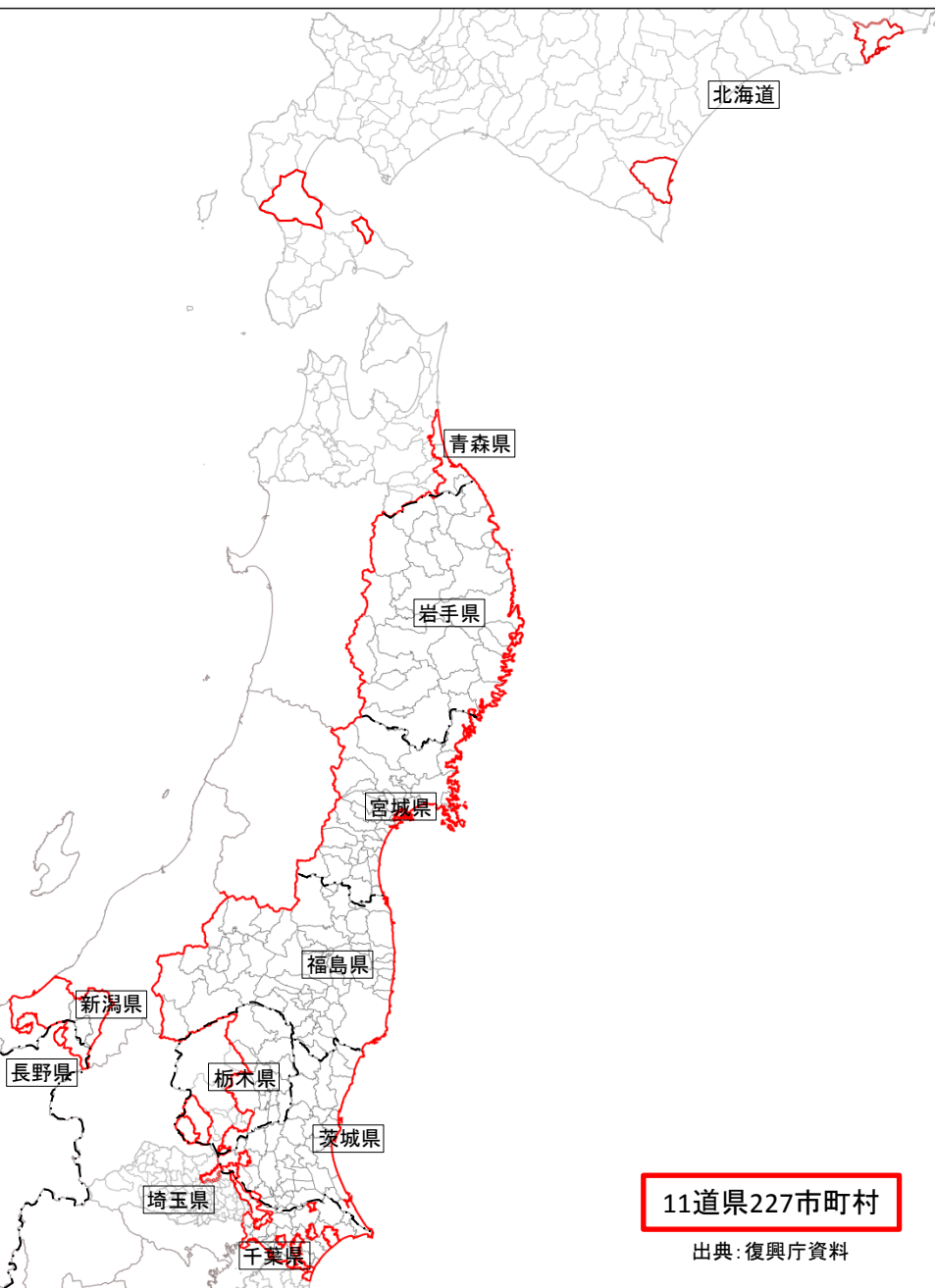
3. 補助対象事業（第3条、第4条、第5条）

以下の事業(※2)に対して、補助対象経費の3分の1に相当する額を予算の範囲内で補助。ただし、交付決定の額は、一件あたり100万円を下限とする(※3)。

事業名
復興まちづくりICT基盤整備事業
(1) 共聴施設等整備事業
(2) 地上ラジオ放送受信環境整備事業
(3) ブロードバンド基盤整備事業
(4) 公共施設等情報通信環境整備事業

(※2)平成29年度の補助対象事業

(※3)復興まちづくりICT基盤整備事業のうち共聴施設等整備事業の交付決定の額を除く。



11道県227市町村

出典：復興庁資料

※対象地域については、補助事業毎に個別に条件が付されている場合がある。

- 北海道：鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町
 青森県：八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
 岩手県：県内全市町村
 宮城県：県内全市町村
 福島県：県内全市町村
 茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市
 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市
 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ
 たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市
 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市
 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉
 市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町
 美浦村 阿見町 河内町 利根町
 栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市
 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
 高根沢町 那須町 那珂川町
 埼玉県：久喜市
 千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市
 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市
 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市
 匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町
 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光
 町 白子町
 新潟県：十日町市 上越市 津南町
 長野県：野沢温泉村 栄村

4. 補助事業（第3条）

補助対象事業の定義は、交付要綱第3条第1項(8)に規定。

事業名	事業概要	スキーム
復興街づくり ICT基盤整備 事業(その1)	東日本大震災からの復興に向けた街づくりを進めている特定地方公共団体等が、復興に必要な情報通信環境を整備する次の事業	
	イ 共聴施設等整備事業 難視地域である場合における、次に掲げる事業	
	一 共聴施設又は有線放送設備整備事業	
	A 共聴施設設置事業 (a) 特定地方公共団体等が共聴施設の設置を行う事業 (b) 特定地方公共団体等が、地上デジタルテレビ放送の再放送を行う法人又は協議会等が行う上記共聴施設の設置を行う事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業	直接補助 又は 間接補助
	B 共聴施設又は有線放送設備改修事業 (a) 特定地方公共団体等が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業 (b) 特定地方公共団体等が、地上デジタルテレビ放送の再放送を行う法人、協議会等又は共聴施設運営主体(※)が共聴施設又は有線放送設備の改修を行う事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業	直接補助 又は 間接補助
	C 共聴施設等利用受信環境整備事業 特定地方公共団体等が、地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするために共聴施設に加入等しようとする受信者が負担する経費を、法人、協議会等又は共聴施設運営主体が支援する事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業	間接補助
二 高性能アンテナ整備事業 特定地方公共団体等が、受信者による建屋ごとの受信設備を標準性能(14素子アンテナ相当の性能)を超えるアンテナ等を用いることにより地上デジタルテレビ放送対応の受信設備を設置する事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業	間接補助	

※「共聴施設運営主体」とは、交付要綱第3条(8)イ-B(b)において、「日本放送協会と共聴組合が共同設置した共聴施設の運営主体」と定義。

事業名	事業概要	スキーム
復興街づくり ICT基盤整備事業 (その2)	<p>ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業 中波放送又は超短波放送(以下「地上ラジオ放送」という。)が地理的条件等により受信できない地域(山岳等の地形障害、外国波による干渉等により地上ラジオ放送の受信ができない地域)である場合における、次に掲げる事業</p>	
	<p>一 特定地方公共団体等が、地上ラジオ放送の放送又は再放送を行う中継用の施設及び設備を整備する事業</p>	直接補助
	<p>二 特定地方公共団体等が、地上ラジオ放送の再放送を行う法人又は協議会等が行う地上ラジオ放送の再放送を行う中継用の施設及び設備を整備する事業に対して、別表に掲げる経費を助成する事業</p>	間接補助
	<p>エ ブロードバンド基盤整備事業 特定地方公共団体等が、民間事業者の投資による整備が困難な地域において、光ファイバ網等の超高速ブロードバンドを提供するために必要な設備を整備する事業</p>	直接補助
	<p>オ 公共施設等情報通信環境整備事業 特定地方公共団体等が、被災地域の復興と被災者の暮らしの再生を実現するため、情報通信環境を整備する事業</p>	直接補助

5. 権限の委任（第24条）

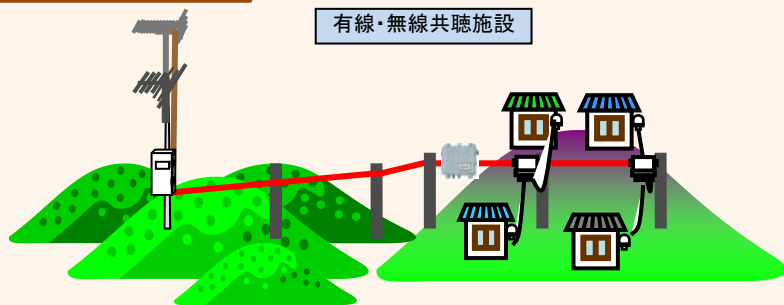
復興街づくりICT基盤整備事業のうち、「共聴施設等整備事業」、「ブロードバンド基盤整備事業」、「公共施設等情報通信環境整備事業」、「海岸局整備事業」については、総務省告示第237号（平成25年5月28日）により、以下の事務を総合通信局長に委任する。

- 一 法(※)第五条の規定に基づく補助金等の交付申請書の受理
- 二 法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付決定
- 三 法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の附加
- 四 法第七条第一項の規定に基づく経費の配分若しくは内容の変更又は中止若しくは廃止の承認並びに予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示
- 五 法第八条(法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知
- 六 法第九条第一項に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理
- 七 法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
- 八 法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
- 九 法第十二条の規定に基づく補助金等に係る事業の遂行状況に関する報告の受理
- 十 法第十三条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等に係る事業の遂行及び一時停止の命令
- 十一 法第十四条(法第十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく補助金等に係る事業の実績報告書の受理
- 十二 法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
- 十三 法第十六条第一項の規定に基づく補助金等に係る事業の是正のための措置命令
- 十四 法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付決定の全部又は一部の取消し
- 十五 法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
- 十六 法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
- 十七 法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
- 十八 法第二十二条の規定に基づく財産の処分承認
- 十九 法第二十三条の規定に基づく立入検査等の実施

6. 補助対象経費・システム構成図 (別表)

(1) 復興街づくりICT基盤整備事業(イ 共聴施設等整備事業)

共聴施設設置事業

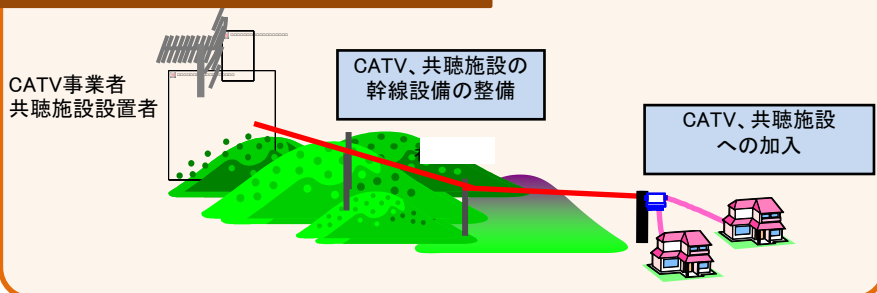


補助対象経費

- 設備費
 - ・鉄塔、局舎、外構施設、受電設備、送受信アンテナ、送受信機、伝送用専用線、ケーブル、中継増幅装置、電源設備、監視・制御装置
 - ・附帯工事費

等

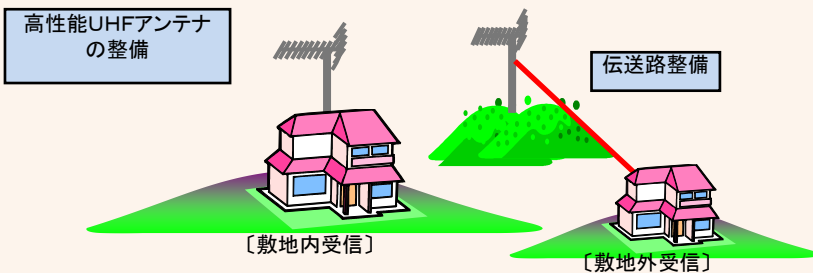
共聴施設又は有線放送設備改修事業 共聴施設等利用受信環境整備事業



補助対象経費

- 共聴施設又は有線放送設備改修事業
 - ・有線放送設備、共聴施設の伝送路の整備に係る経費、附帯工事費 等
- 共聴施設等利用受信環境整備事業
 - ・有線放送設備、共聴施設を利用するための初期経費(幹線負担金、幹線工事費、加入契約料、加入費、引込工事費、宅内工事費 等)

高性能アンテナ整備事業

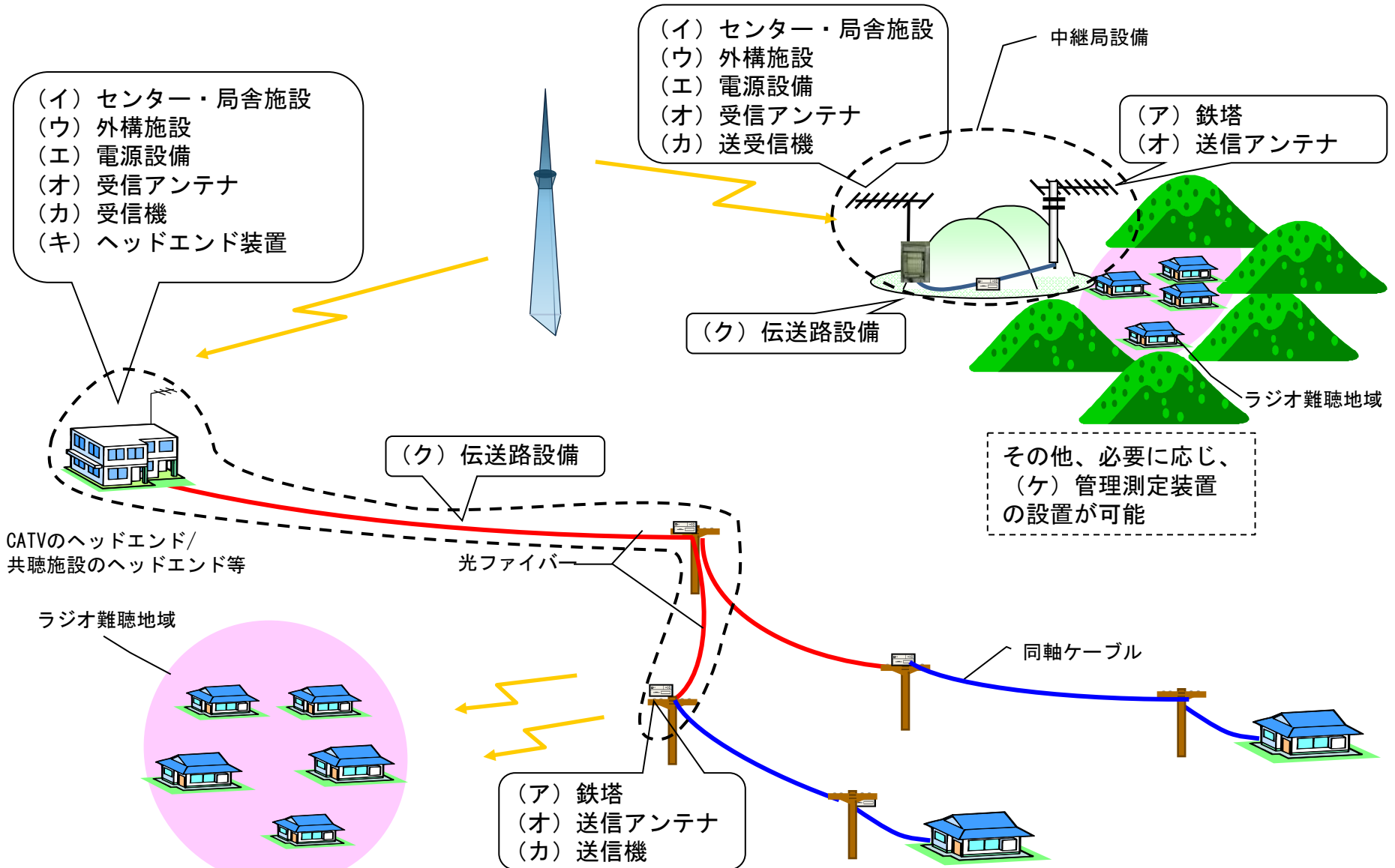


補助対象経費

- 受信アンテナ、伝送路、附帯工事費 等
- 伝送路は、受信点設備から屋内引込み地点(保安器がある場合は保安器からとし、直接引込みの場合は家庭内の引込み点からとする。)までを指す。

補助対象経費のイメージ

(2) 復興街づくりICT基盤整備事業(ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業)



(4) 復興街づくりICT基盤整備事業(オ 公共施設等情報通信環境基盤整備事業)

